

令和5年第6回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年6月7日（水）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	役職	
東部地区	古市	京谷理史	○			会長	
		古澤義夫	○				
		松永年實	○				
					森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○				副会長
		三田茂明	○				
		葉山昌男	○				
					梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○				
		堀内利弘	○				
		吉田 繁	○				
					吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼迫章浩	○				
					松山敏行	○	
	高鷲	奥野晋也	○				副会長
		内本正美	○				
	丹比	小池良夫	×				
		大谷 章	×				
				白樫保雄	○		

出席委員 (農業委員 12名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 2名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

報告第10号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報告第11号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
報告第12号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1件
議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第15号	農地利用最適化推進委員候補者の決定について	

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13 : 50】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第6回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。昨日は台風二号の影響で田植えもされたことだろうと思います。今朝も雨が降ってますので、農作業の方体に気を付けてよろしくをお願いします。本日の案件はかなり少なくなってますけれども、よろしくお願いいたします。
それでは、事務局局長の方から案件の概略説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、令和5年第6回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
はじめに、報告第10号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、埴生地区1件です。
次に、報告第11号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、丹比地区1件です。
次に、報告第12号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について古市地区1件です。
次に、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区1件です。
最後に、議案第15号 農地利用最適化推進委員候補者の決定についてでございます。
以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が3件、議案案件が2件の合計5件となります。
なお、本日欠席の委員は、丹比地区の小池委員と大谷委員です。

それでは議長、ご審議の程よろしくをお願いします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を水本委員さんと堀内委員さんをお願いします。よろしくをお願いします。

報告第10号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項第8号の届出について、ご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

地図①4条届出をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、伊賀四丁目30番1 地目は、田。面積は、2,370㎡となります。

届出人は、議案書となっております。

転用目的は、店舗です。

現地確認委員さんは、鬼追委員さんです。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議がございませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長

次に、報告第11号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項第7号の届出について、ご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

地図②5条届出をご参照ください。

地区名は、丹比地区です。

申請地は、河原城118番1 地目は、田。面積は、1,150㎡

譲渡人、譲受人については、議案書のとおりとなっております。

転用目的は、住宅建築です。

現地確認委員さんは、大谷委員さんです。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第12号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、
事務局より説明をお願いします。

事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明させていただきます。
これは、生産緑地を除外したいという意向でのもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、「農業の主たる従事者」であったことの証明を行うものです。

地図③「従事者証明」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

買取り申出生産緑地は、

古市二丁目132番1 地目は、畑 面積は2,042㎡

古市二丁目132番15 地目は、畑 面積は871㎡

申出をする者、買取り申出事由の生じた者、買取り申出事由は、議案書のとおりです。

事由が生じた日は、令和5年4月26日です。

現地確認委員は 京谷会長です。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

京谷議長 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案14号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。本件は、農地の所有権移転を行うものです。
1件目です。
地図の④3条許可をご参照ください
地区名は、駒ヶ谷地区
申請地は、壺井516番 畑 921㎡
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

本許可申請は、譲渡人が譲受人に対し、保育園の経営に係る事業全部を譲渡することに伴い、なされるものであり、従前の譲渡人による使用状況の変更はありません。

特定非営利活動法人（NPO 法人）から社会福祉法人への組織変更が法律上出来ないため、新たに社会福祉法人を設立した上で運営に係る事業を譲渡する方法を取りますが、理事や職員にもおおむね変更はありません。農機具につきましては、草刈機 3 台を所有されています。譲渡人、譲受人とも、本件土地を食育に関する保育活動に利用する予定であり、農地を適切に管理することが見込まれます。所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

京谷議長 農地法第 3 条の規定による許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 昨日、現地確認させていただきまして、きれいにされていました。野菜、果物を植えて、保育園の子供たちと遊ばれたらいいなと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第 3 条の許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に議案第 15 号、農地利用最適化推進委員候補者の決定についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本件候補者である吉田繁委員さんの一時ご退室をお願いします。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 15 号「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」ご説明申し上げます。
別紙の者を農地利用最適化推進委員に候補者として決定したいので、提出いたします。
農地利用最適化推委員の任期満了に伴い、羽曳野市農地利用最適化推進委員募集要項に基づき、令和 5 年 3 月 1 日～3 月 31 日の間、推進委員になろうとする者の募集を行い、令和 5 年 4 月 27 日に「羽曳野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を開催致しました。結果、別紙の者を農地利用最適化推進委員候補者として選定しましたので、ご決定賜りますよ

うご審議よろしく申し上げます。

なお、任期は令和5年7月20日～令和8年7月19日の3年です。次ページに氏名、住所、生年月日を記載していますので、ご参照のうえご決定よろしくをお願いいたします。

京谷議長 農地利用最適化推進委員候補者の決定について委員の皆様いかがですか。

委 員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、農地利用最適化推進委員候補者の決定については原案どおり可決決定いたします。併せて、次期農業委員会へ申し送ります。

ご退室いただいた吉田繁委員さんの入室をお願いします。

(吉田繁委員入室)

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。
事務局からその他連絡事項を、お願いします。

事務局

- ・令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について説明。
- ・令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明。
- ・議事録公表における個人情報漏洩の可能性と今後の対策について説明。
- ・前回上程議案11号の西浦地区広瀬の農地法第3条許可申請について、経緯を説明。

【閉会 14：40】